

神奈川国有林の地域別の森林計画書
第2次変更計画
(変更部分のみ)
(神奈川森林計画区)

自 令和5年4月1日
計画期間
至 令和15年3月31日

関東森林管理局

神奈川国有林の地域別の森林計画の変更について

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第3項において準用する同法第5条第5項の規定に基づき変更するものである。

1. 計画箇所以外で発生した荒廃箇所において山腹工を追加するとともに、林分密度が過密でありその調整が必要な保安林において本数調整伐を行うため、「実施すべき治山事業の数量」を変更する。

なお、本変更計画は令和8年4月1日から適用する。

【変更項目】

II 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業 施行地区数	うち前半 5年分	主な工種	備考
市町村	区域（林班）				
相模原市	265、266、268、270、279、289	6	4	渓間工 山腹工	
山北町	102～105、107、108、113、114、 124、125、133、140～142、145、 146、148、150、152、154～158	24	8	渓間工 山腹工 治山運搬路改良	
箱根町	67、68、71、80	4	3	渓間工、山腹工、 本数調整伐	
合 計		34	15		